

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年四月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月七日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

鴻巣停車場線	路線名
鴻巣市本町一丁目二九三二番地先から 同市本町一丁目二九三三番地先まで	供用開始の区間
令和二年四月七日	供用開始の期日
令和二年四月七日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一四二・一七メートル	備考